

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（揮発性有機化合物から除く物質）</p> <p>第二条の二 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 メタン</p> <p>二 クロロジフルオロメタン（別名HCFC 二二二）</p> <p>三 ニクロロ 一・一・一・二 テトラフルオロエタン（別名HCFC 二二四）</p> <p>四 一・一 ジクロロ 一 フルオロエタン（別名HCFC 一四一b）</p> <p>五 一 クロロ 一・一 ジフルオロエタン（別名HCFC 一四二b）</p> <p>六 三・三 ジクロロ 一・一・一・二・二 ペンタフルオロプロパン（別名HCFC 二二五ca）</p> <p>七 一・三 ジクロロ 一・一・二・二・三 ペンタフルオロプロパン（別名HCFC 二二五cb）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p>

八 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五 デカフルオロペン

タン(別名HFC 四三 一〇me)

(揮発性有機化合物排出施設)

第二条の三 法第二条第五項の政令で定める施設は、別表第一の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(特定粉じん)

第二条の四 法第二条第九項の政令で定める物質は、石綿とする。

(一般粉じん発生施設)

第三条 法第二条第十項の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(特定粉じん発生施設)

第三条の二 法第二条第十一項の政令で定める施設は、別表第二の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(特定建築材料)

第三条の三 法第二条第十二項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿とする。

(特定粉じん排出等作業)

第三条の四 法第二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(特定粉じん)

第二条の二 法第二条第五項の政令で定める物質は、石綿とする。

(一般粉じん発生施設)

第三条 法第二条第六項の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(特定粉じん発生施設)

第三条の二 法第二条第七項の政令で定める施設は、別表第二の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

(特定建築材料)

第三条の三 法第二条第八項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿とする。

(特定粉じん排出等作業)

第三条の四 法第二条第八項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一・二（略）

（自動車排出ガス）

第四条 法第一条第十四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一～五（略）

第五条～第十三条（略）

別表第一（第二条関係）（略）

別表第一の二（第二条の三関係）

一	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が一時間当たり三、〇〇〇立方メートル以上のもの
二	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が一時間当たり一〇〇、〇〇〇立方メートル以上のもの
三	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に	送風機の送風能力が一時間当たり一〇、〇〇〇立方メートル

一・二（略）

（自動車排出ガス）

第四条 法第一条第十項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一～五（略）

第五条～第十三条（略）

別表第一（第二条関係）（略）

四	<p>係るものを除く。）</p> <p>印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設</p>	<p>ル以上のもの</p> <p>送風機の送風能力が一時間当たり五、〇〇〇立方メートル以上のもの</p>
五	<p>接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）</p>	<p>送風機の送風能力が一時間当たり一五、〇〇〇立方メートル以上のもの</p>
六	<p>印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）</p>	<p>送風機の送風能力が一時間当たり七、〇〇〇立方メートル以上のもの</p>
七	<p>印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）</p>	<p>送風機の送風能力が一時間当たり二七、〇〇〇立方メートル以上のもの</p>
八	<p>工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化</p>	<p>洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が五平方メートル以上のもの</p>

<p>九 ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）</p>	<p>合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）</p> <p>容量が一、〇〇〇キロリットル以上のもの</p>
--	--

別表第二（第三条関係）（別表第六（附則第四項関係））（略）

別表第二（第三条関係）（別表第六（附則第四項関係））（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第一条の四関係）		別表第三（第一条の四関係）	
一	大気汚染防止法第二条第十一項に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場	一	大気汚染防止法第二条第七項に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場
二丁四九 (略)		二丁四九 (略)	